

電気取次供給基本約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>(2) 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給（以下「当該接続供給」といいます。）を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（地球クラブ以外の者から電気の供給を受けている需要および電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当生協とが合意したときに適用いたします。</p> <p>3 定義</p> <p><u>(7)</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>(2) 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）の託送供給等約款（令和5年4月1日実施。なお、接続供給会社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給（以下「当該接続供給」といいます。）を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（地球クラブ以外の者から電気の供給を受けている需要および電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当生協とが合意したときに適用いたします。</p> <p>3 定義</p> <p>(7) 貿易統計</p> <p>関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(8) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日か</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

電気取次供給基本約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>12 契約種別 契約種別は、<u>お客さまが適用を受ける個別約款のとおりといたします。</u></p> <p>13 従量電灯 従量電灯は、<u>お客さまが適用を受ける個別約款のとおりといたします。</u></p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>ら12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>12 契約種別 契約種別は、従量電灯といたします。</p> <p>13 従量電灯 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。 (3) 契約電流 契約電流は、託送約款等における接続送電サービス契約電流の決定方法にもとづき定める値といたします。</p>	<p>(変更) (削除)</p> <p>(変更) (削除)</p>

電気取次供給基本約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p style="text-align: center;">IV 使用および供給</p> <p>28 供給停止期間中の料金</p> <p>26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、<u>停止期間中の料金を申し受けません。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>実施期日 この基本約款は、<u>2025年2月1日から変更し</u>実施いたします。</p>	<p>(4) 契約容量</p> <p>契約容量は、託送約款等における接続送電サービス契約容量の決定方法にもとづき定める値といたします。ただし、技術上または経済上特別な事情があり、お客さまと当生協が合意した場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">IV 使用および供給</p> <p>28 供給停止期間中の料金</p> <p>26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>実施期日 この基本約款は、2023年10月1日から実施いたします。</p>	<p></p> <p>(変更) (削除)</p> <p>(変更) (削除)</p>